

2019年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2019年12月17日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2019年12月 ASAF 会議出席メンバー（2019年12月17日 ロンドン IASB）

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー （*はビデオ参加）
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko*
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、 矢農常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen*
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他*
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Paul George 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

（IASB 参加者）

Hans Hoogervorst 議長（ASAF の議長）、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2019年12月ASAF会議の議題

議 題	予定時間	実際時間	参照 ページ
2020 アジェンダ・コンサルテーション	120分	110分	3
IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー	90分	35分	13
無形資産の会計	90分	90分	18
IFRS第17号「保険契約」の修正	30分	20分	23
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	5分	25

今後の日程(予定)

2020年4月2日及び3日

ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会において検討を行った。

II. 2020 アジェンダ・コンサルテーション

議題の概要

3. IASB は、2022 年から 2026 年のアジェンダを決定するために、アジェンダ・コンサルテーションを開始している。アジェンダ・コンサルテーションの主な目的は、次の内容について一般からのインプットを公式に求めることであるとされている。

- (1) 作業計画の戦略的方向性とバランス
- (2) 作業計画に追加する可能性のあるプロジェクトの評価規準
- (3) 優先すべき財務報告上の論点

なお、以下のとおりスケジュールが公表されている。

- (1) 2019年9月－2020年8月：情報要請の準備
 - (2) 2020年9月：情報要請の公表
 - (3) 2021年1月：コメント期限
 - (4) 2021年第4四半期：フィードバック・ステートメントの公表
 - (5) 2022年－2026年：作業計画
4. ASAF のメンバーは、2019 年 12 月の ASAF 会議で議論するために、2019 年 11 月 8 日までに予備的なアジェンダ案の提出を求められた。ASBJ では、企業会計基準委員会、ASAF 対応専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の審議を経て、以下を IASB 事務局に提出した。

(前提)

- 本件について日本の関係者と十分な議論を経ておらず、これまでの議論に基づいて提出する。今後、関係者との議論に伴い追加することもある。
- のれんの会計処理については、日本の関係者の関心が非常に高いが、現在進行中のプロジェクトであるため、提案には含めていない。

(提案)

- IFRS 第 9 号の資本性金融商品の OCI オプションのノンリサイクリング処理
 - IFRS 第 9 号の適用後レビューを行い、当該項目を範囲に含めるべきである。

- IFRS 第9号の適用後レビューを行う際には、非上場株式の公正価値評価も範囲に含めるべきである。
 - IAS 第19号における数理計算上の差異等に関するノンリサイクリング処理
 - IAS 第19号の適用後レビューを行い、当該項目を範囲に含めるべきである。
 - 持分法
 - 持分法の性質（一行連結か測定か等）を明らかにして、持分法の意義を明確にすべきである。現状では、実務の多様性があり比較可能性を損なわせている。
 - 開示原則
 - IFRSの開示は企業からは過重であるとの意見が聞かれ、利用者からは情報を消化するのが困難であると聞かれる。開示原則のプロジェクトは現在進行中であるが、これらの意見に十分対応されていないように思われる。
5. 今回の ASAF 会議では、無形資産、暗号資産及び売上原価/費用など、ASAF のメンバーから寄せられた幅広いアジェンダ案についての意見が求められていた。IASB 事務局の提案はなされていない。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

6. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

作業計画に追加する可能性がある新しいトピック

(暗号資産)

- (1) 我々は、暗号資産のプロジェクトに取り組んでおり、仮に IASB がこのプロジェクトに着手する場合は、我々の経験を共有できると考えている。ただし、2022 年からは遅いのではないかと懸念している。これは、IASB の活動のバランスに関係する話だと考えており、暗号資産のような緊急の対応を要する可能性のある論点に柔軟性をもって対応できるようにしておくことがよいと考えている。

IASB の活動のバランスについて

- (1) どのプロジェクトにどのようにリソースを配分するのかのバランスについて議論が必要である。2つの切り口が考えられる。1つは、緊急の課題に対処するための柔

軟さを確保するためにどれだけリソースを配分するのかという切り口である。もう 1 つは、財務諸表に関するプロジェクトと非財務諸表のプロジェクトのバランスという切り口である。情報要請において、具体的な配分比率や配分のためのポリシーを提示できれば有益である。

7. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

作業計画に追加する可能性がある新しいトピック

(暗号資産)

- (1) 我々の法域においても、暗号資産に関するプロジェクトがあり、分析とアウトリーチが終わった後、2020 年の早い時期に議論する予定であり、IASB での議論に貢献できると考える。(EFRAG)
- (2) 我々の法域では、暗号資産の会計基準に対する大きなニーズはないと考えているが、仮に IASB がこの論点に取り組むのであれば、早い方が良いだろう。(英国)
- (3) 我々の法域では、特に公開企業についてニーズはなく、ニーズがあるとすれば非公開企業について生じる可能性があると考えている。(米国)
- (4) ASBJ の発言に賛成であり、暗号資産に取り組むタイミングの問題は重要であると考えている。また、短期的な観点と長期的な観点に分けて対応を行うことがよいと考える。IAS 第 38 号「無形資産」を迅速に修正し、企業がポリシーを作成できるようにすることを支持する。(カナダ)
- (5) (4)の発言に同意し、IAS 第 38 号の範囲から暗号資産を取り出して、ビジネスモデルに関して独自の会計方針を作成できるようにしたうえで、長期的には、暗号資産の基準開発をすべきと考えている。(韓国)

IASB の活動のバランスについて

- (6) 安定的なプラットフォームの維持、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」などの適用後レビュー、資本性金融商品の OCI のリサイクリングと表示及びタクソノミを優先すべきと考える。(フランス)
- (7) 緊急の課題に対処するための柔軟さと優先順位付けに関する ASBJ のコメントに同意する。

加えて、古い基準書、例えば、株式報酬や条件付対価については、今日よりも公

正価値を重視して設定された基準である。これらの基準は、現在の IASB ボードの考え方に照らして再考する必要がある。(英国)

- (8) 適用後レビューを適時に開始し、進行中のプロジェクトの完了を優先すべきである。テクノロジーとデジタル報告の影響、すなわち財務諸表利用者のためのアプローチとして人工知能 (AI) の活用、注記とその他の情報との関連付けを検討すべきである。(EFRAG)
- (9) 我々のグループを構成する法域の 1 つから、任意で開示されている財務比率が標準化されておらず、財務諸表利用者をミスリードしているため、開示する箇所も含めて検討し、このプロジェクトを優先すべきと考えているとの意見が聞かれた。(AOSSG)

参加者のその他の発言

8. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

作業計画に追加する可能性がある新しいトピック

(無形資産)

- (1) 我々の法域では、認識よりも開示に焦点を当てている。利用者が、財務諸表作成者の考え方を理解する上で、支出の有無にかかわらず、将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものが何であるかについて考えることが重要である。(英国)
- (2) 利用者にアウトリーチを行ったところ、無形資産の公正価値測定は、主観性が入り困難であると考えており、その価値の変動を認識することについては比較的関心がないように思われる。(米国)
- (3) 暗号資産との境界線や、ソフトウェアに関する IFRS 第 16 号「リース」のような他の基準との関係で、無形資産の範囲を見直す必要があると考えている。(フランス)
- (4) 我々の法域でも、リサーチ・アジェンダに同じプロジェクトがある。特に、自己創設無形資産と取得した無形資産との間で一貫性がないという問題点を議論している。今後財務諸表作成者と利用者との対話を予定しており、来年の早い時期にはより明確な考え方を示す予定である。(EFRAG)
- (5) 我々のグループを構成する法域の 1 つから、顧客関係、人材、ブランド価値、顧客リストなどの無形資産の認識及び評価の問題は、のれんの価値が過大となる要

困の1つと考えられるため、IAS第38号において適切に相対的な重要性を考慮する必要があるとの意見が聞かれた。(AOSSG)

- (6) 自己創設無形資産を認識するのであれば、純損益を通じて公正価値評価をすることになるだろうが、それは受け入れられない。無形資産についての議論を行う場合、その認識によって何が生じるのかを関係者が完全に理解しているかどうか疑問視している。認識よりも開示の方が、コンセンサスを得るのがはるかに簡単である。(GLASS)
- (7) 無形資産に費やされている金額を懸念する人が多くいるものの、認識規準を満たさないために実際にバランスシートに計上されるものはほとんどない。こうした支出をバランスシートに計上することを望んだとしても、明らかにそれは困難であると考えられる。(アフリカ)
- (8) 無形資産に関して、認識と測定を考える以外にも改善する方法はある。実際に運用ができるかどうかを考慮した上で、何をすべきかを慎重に検討する必要がある。(カナダ)
- (9) 無形資産に関するより多くの開示が、財務諸表を非常に有用にするということに同意する。そのような開示情報が、より高度に構造化された形式で提供されれば、従来の財務報告の補足情報となり得ると考えている。(韓国)
- (10) 開示が無形資産の問題に対処する適切な手段であることに同意する。開示が多過ぎて分かりづらくなるリスクがあるため、開示のより広範な全体像について検討する必要がある。(イタリア)

(売上原価／費用)

- (11) IFRS第15号で収益認識のガイダンスがある一方、費用の基準はないため、IASBが検討すべき重要なプロジェクトと考えている。(イタリア)
- (12) 我々の法域では、IFRS第15号の適用に関して、いくらかのフィードバックを得ている。多くの企業がコストや契約の見直しに取り組み、IFRS第15号の適用により異なる方法で収益計上する必要があるかどうかを確認したが、大きな影響はなかった。したがって、過度に複雑な取扱いにする必要はないと考える。(英国)
- (13) 我々の法域では、優先度の高い論点として位置付けており、同様にリサーチを行っている。このガイダンスをまとめることで、売上原価又はサービスのコストについてより良く理解することができると考えている。(米国)

(14) コストについて議論するのは、理論的にはあるべきであるが、利用者の観点から見ると本当に意義のあることなのか、少々懐疑的である。(GLASS)

(15) 財務諸表の目的適合性及び運用面を考慮した上で、コストをどのように考えるべきか、共通した考え方を引き出す必要がある。(カナダ)

(従業員給付)

(16) 現時点では、我々の法域では、ハイブリッド型の制度は多くはないが、今後数年にわたって増えてくると思われるので、このプロジェクトを支持する。(英国)

(17) 公開企業において、多くのハイブリッド型の制度が見られる。今後、より多くなる動きがあり、今この問題を検討することは理にかなっている。(カナダ)

(借入コスト)

(18) 我々のグループを構成する法域の 1 つから、借入が特定の資産と明確には関連付けられない場合の適用可能性や、IFRS 第 16 号及び IFRS 第 17 号「保険契約」に関連する金融費用の定義の見直し、中小企業向け IFRS の取扱いなどの問題に対処する必要があるとの意見が聞かれている。また、小さい論点であるが、別の法域から、IFRS を適用する持株会社と当該法域の会計基準を適用する子会社があった場合において、個別財務諸表で費用計上された借入費用を、連結財務諸表作成時に調整する必要があるかどうかも問題提起されている。(AOSSG)

(19) IAS 第 23 号「借入コスト」は、古い基準であるにもかかわらず、最近、適用上の課題が IFRS 解釈指針委員会によって対処されている。このことに IASB は目を向けるべきであり、我々は、アジェンダ・コンサルテーションに含めることを支持する。(韓国)

(20) (18) の発言に関し、我々も同様に問題意識があり、個別財務諸表と連結財務諸表における取扱いに論点があると考えている。(イタリア)

(政府補助金)

(21) 我々のグループを構成する複数の法域から、IFRS 第 15 号に近い概念に更新すべきという意見が聞かれている。(AOSSG)

(22) 我々の法域では、非常に大きな問題になる傾向がある。政府が補助金を与えるのはいつか、企業にとって収益はいつ認識されるのかを明確にする必要があると考える。(アフリカ)

- (23) 我々の法域では、政府による支援に関する開示についてのプロジェクトがある。難しい取り組みであるが、共通理解が形成できるような範囲を定めようとしている。この問題に取り組むのであれば、まずは適切な範囲を定め、そのうえで補助なのか履行義務なのか正しいモデルを検討する必要があると考える。(米国)
- (24) オーストラリア会計基準審議会は、IFRS 第 15 号を公開企業や非営利団体に対して適用しようとしていたため、この分野において、既に多くの論点に関するインプットがある。(IASB 理事)

(個別財務諸表)

- (25) 我々の法域では、個別財務諸表に IFRS を適用しているため、配当及び税務の観点から非常に重要なトピックである。個別財務諸表において連結財務諸表と整合させることができるのかどうかは議論の余地がある。例として、共通支配下の企業結合において、個別財務諸表においてのれんを認識すべきか、ヘッジ対象とヘッジ手段を連結内部の異なる会社が有しており、連結財務諸表上はヘッジ会計を適用できる場合、個別財務諸表上、ヘッジ会計が適用できないのかという問題がある。また、政府補助金について、ある会社が受領するものの、連結内部の異なる会社の補助となる場合、非常に複雑となる。(GLASS)
- (26) 個別財務諸表について、(25)の指摘に同意する。他の論点としては、子会社の取得に関する投資について、条件付対価及び取引コストの会計処理がある。また、グループ会社間のローンに予想信用損失モデルを適用する場合、親会社が資金の流れを支配しており、連結財務諸表の観点と異なる。全ての法域に影響するものではないが、個別財務諸表に IFRS を適用する法域において共通する論点である。(イタリア)
- ⇒ 常に連結財務諸表と個別財務諸表で同一の結果になるものではないため、内部取引については、実態が異なるか、除外又は調整すべきかを検討することで対処できるのではないかと。(IASB Lloyd 副議長)
- (27) 個別財務諸表について、他の例を挙げると IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」がある。グループ内で、新規に会社を設立して既存の事業を移転する場合、個別財務諸表レベルでは、IFRS 第 5 号によれば、別会社への売却目的として非継続事業となるが、連結財務諸表の観点からは変化がない場合がある。この場合、個別財務諸表においても非継続事業に該当しないのではないかと意見がある。IAS 第 27 号「個別財務諸表」には明確なガイダンスがないため生じている問題であり、連結上のコンセプトを個別財務諸表にも当てはめる解決

策が考えられるが、新たな問題を生じさせる可能性がある。(韓国)

(28) 我々の法域においても、個別財務諸表に関する類似する問題についてアウトリーチを行い、プッシュダウン会計の適用に関する問題があることを認識している。我々の法域では、法定の個別財務諸表を要求していないが、グローバル企業の場合、実務上の問題となるだろう。(カナダ)

(29) 我々の法域では、子会社の法定財務諸表は IFRS 又は我々の法域の会計基準を選択できるため、個別財務諸表は優先的な課題ではない。(英国)

(30) 我々の法域の会計基準では、基準書ごとに取扱いは異なるが、連結グループ内取引に関する取扱いについての要望があり、例えば、リース期間について関連当事者間取引の場合の規定があるが、新たな問題が生じることもある。共通の親会社に支配された関連当事者取引を各会計基準で扱うことは困難である。出発点にはなるが、万能の解決策はないだろう。(米国)

(ファクタリング)

(31) 我々のグループを構成する法域の1つの User Advisory Committee から、ファクタリングの開示は多様性があると指摘した報告書が公表されている。(AOSSG)

(32) 我々の法域においても、最近、リバース・ファクタリングのプロジェクトについて要望を受けている。(米国)

(33) 複雑な仕入契約のリバース・ファクタリングは大きな論点である。(英国)

(34) 我々もリバース・ファクタリングは課題であると認識しており、キャッシュ・フロー計算書の取扱いよりも広いプロジェクトになるのではないか。(イタリア)

(無償で取得した資産の会計処理)

(35) 我々の法域では、無償で取得した資産については、例えば、無償のリース取引がある。会社間の取引規模は多額で一般的な論点であり、明確化が必要である。(イタリア)

(EPS)

(36) 新規の複雑な金融商品を発行する場合に、一株当たり利益の計算式に含めるか不明確な場合がある。(カナダ)

(農業)

(37) 農業については、未成熟な生物資産に加えて、売却可能でない場合の生物資産の公正価値測定に関する指摘もある。(カナダ)

(キャッシュ・フロー計算書)

(38) キャッシュ・フロー計算書の営業、投資、財務活動の分類について課題がある。(カナダ)

(39) 金融機関のような企業が行う、大規模な売却契約について、キャッシュ・フロー計算書上の表示に疑問がある。(GLASS)

⇒ キャッシュ・フロー計算書については、投資家又は資本市場諮問委員会 (CMAC) にも直接法について質問したが、強い要望はなかった。ASAF メンバーは、直接法について利害関係者から要望を受けているか。(IASB スタッフ)

⇒ 金融機関における営業活動によるキャッシュ・フローの概念の理解が困難である。金融機関は、資金の定義についても、規制上の定義と異なっている。(GLASS)

(継続企業の前提)

(40) 継続企業の前提は、情報開示の閾値の問題である。継続企業の前提に基づく会計処理の下で高い閾値に基づいて提供される開示情報と、事業の継続が困難であるというリスクの一般的な理解との間には、大きな隔たりがあるという意見がある。(英国)

⇒ 開示について基準設定による解決が必要か、経営者及び規制当局の期待があるか、経営者による説明 (Management Commentary) の範囲か、既存の要求事項と適合するか疑問がある。(IASB スタッフ)

⇒ 財務報告に影響し世界的により一貫して有益であることから、より良い開示について基準設定の機会があると考えている。(英国)

(41) 継続企業の前提は、監査の失敗のうち最も重要な問題の 1 つであろう。継続企業とは何であり、どのように報告すべきか複雑で重要な問題である。(GLASS)

(42) 継続企業の前提が成立しない場合のガイダンスがあまりない。(イタリア)

(43) 我々の法域においても金融危機の後に同様の懸念が寄せられて、早期警告的な開示を検討した。財務諸表と、非財務情報の経営者による説明の境界線にある論点であり、前者は監査による保証が、後者は将来予測情報へのセーフ・ハーバー・ルール (免責条項) による保護との関係が問題となるが、12 か月を超えた期間や開示

の閾値が低くなることの実行可能性に大きな懸念があった。(米国)

(その他の包括利益)

- (44) 我々のグループを構成する法域の 1 つから、その他の包括利益項目の利用が増加しているが、概念的に不明確であるとの意見が聞かれた。(AOSSG)

既に存在している又は予定されているプロジェクトに関連した提案

(持分法)

- (45) 特定の状況においては、公正価値測定ではなく持分法の適用を望む意見がある。
(GLASS)

⇒ 持分法については、IASB のリサーチ・パイプラインに、まもなく開始されるプロジェクトがあり、コメントを歓迎する。(IASB スタッフ)

- (46) 我々のグループを構成する複数の法域から、持分法の適用範囲、基礎的な概念の整理について検討を望む意見が聞かれた。(AOSSG)

(引当金)

- (47) 引当金について、既にアクティブなリサーチ・プロジェクトがあるが、偶発資産が生じる場合についても、プロジェクトの範囲に含めるべきではないか。(イタリア)

⇒ 1 月の IASB ボード会議において基準設定プロジェクトに移行するか審議する予定であるが、検討されている主要な 3 つのトピックには含まれていない。(IASB スタッフ)

完了が近いプロジェクトに関連した提案

(会計上の見積り)

- (48) 我々のグループを構成する法域の 1 つから、会計上の見積りと会計方針の区別が困難な場合があり、ガイダンスを追加して欲しいとの意見が聞かれた。(AOSSG)

III. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー

議題の概要

9. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブックは、IASB が新基準及び大規模修正のそれぞれについて、意図したとおり機能していることを確保するために、適用後レビュー（以下、「PIR」という。）を実施することを要求している。
10. 今般、IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下、各々「IFRS 第 10 号」、「IFRS 第 11 号」、「IFRS 第 12 号」という。）を PIR の対象としている。PIR には 2 つのフェーズがあり、現在行っているフェーズ 1 は、検討すべき事項の当初の識別及び評価を伴うものであり、それは情報要請の形での IASB の公開協議の対象となる。
11. 2019 年 12 月の ASAF 会議では、IASB スタッフ及び AOSSG の代表者から、本 PIR に関してこれまでに寄せられたインプットの要約が紹介された。全体としては、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号ともに、利用者に有用な情報を提供しているとの評価であった一方で、一部について明確化を求めるコメント等もあった。

ASAF メンバーに対する質問

12. 今回の ASAF 会議では、IASB スタッフから以下の質問があった。
 - (1) 全体として、あなたの法域における IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の影響をどのように評価しているか。
 - (2) IASB スタッフがこれまでに認識した IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に関する問題は、あなたの法域の利害関係者からのフィードバックと整合しているか。
 - (3) あなたの見解において、これまでに IASB スタッフの注意を引いたどの側面が、さらに調査されるべきと考えるか。
13. あなたの法域における基準の適用に関して、その他の重大な又は広範な問題を知っているか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

14. 本件について、ASBJ から特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

15. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) これらの IFRS 基準は、比較的良好に機能している。ただし、明確化を要する領域もある。主要な問題は、IFRS 第 11 号にある。IFRS 第 11 号を規定どおりに共同支配事業における個別の財務諸表に適用すると、いわゆる比例連結を行うことになるが、人々はそれが実態を表すものではないと考えており、投資として取り扱うべきであると考えている。(イタリア)
- (2) 我々の IFRS 検討グループにおいて、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号に関する適用上の課題を検討しなければならなかった回数を基準にすると、IFRS 第 12 号の検討回数はゼロである。IFRS 第 12 号について、特段の問題はないと思われる。

IFRS 第 10 号について、重要な判断を行わなければならない IFRS 基準であることに留意する一方で、2012 年¹に 3 つのトピックが IFRS 検討グループで見受けられた。それ以後、2018 年に 1 つのトピックが上がるまで、何もなかった。

概して、利害関係者は IFRS 第 10 号については、それほど懸念していない。アジェンダ・ペーパーに提起された問題のいくつかは、彼らに取り上げてほしいと考えているものと整合しており、追加すべきものは、あまり多くない。IFRS 基準の PIR において、それらの論点について調査することを支持する。

IFRS 第 11 号について我々の法域では多くの論点があり、合計 9 回の検討を行った。2013 年は予想以上に絶えず非常に多くの論点が発生し、2014 年にも多くの論点が継続して発生している。これは増え続けるものであると思われるため、アジェンダ・ペーパーで提起された項目に加えて、相当多くの事象があると考えられる。論点の詳細に関する資料を別途 IASB スタッフに渡して検討を委ねるが、簡潔に言えば、もはや共同支配事業には当たらないとみなされる共同支配の取決めに関する他の当事者の取扱いが論点であると考えられる。

企業が資産又は資産グループに対する支配を喪失した時に、共同支配事業の資産及び負債の残存持分を再測定すべきであるかどうかという点も、検討された。共同支配事業及び共同支配企業のカテゴリ、当該取決めがどのように組成されたか等が何度も取り上げられているが、詳細を IASB スタッフに共有できることを嬉しく思う。

¹ (2) の法域では、上場企業や金融機関を含む「公的説明責任企業」に対し、2011 年より IFRS が適用されている。

IFRS 第 11 号はいくつかの問題があり、PIR 及び PIR 活動への参加を歓迎する。(カナダ)

⇒ IFRS 第 11 号の論点のほとんどは、共同支配事業に関するという理解で良いか (IASB スタッフ)

⇒ そのとおりである。(カナダ)

- (3) 概して、大きな問題は生じていないと考えている。過去数年間の我々の法域における連結に関するいくつかの懸念がある。困難が伴わない多くの場合に IFRS 第 10 号は良く機能するが、取引が複雑な場合には課題がある。IFRS 第 10 号が複雑な状況を取扱い、非常にグレーな領域に境界線を引くことを意図していることから、このような課題があってはならないことを注意点に追加したい。抜本的な変更は要しないと考えている。支配に関する多くの指標があるため、どれが優先すべきであるかについて様々な見解があるが、実質に到達することを確実にするようにすべきである。

IFRS 第 10 号及び IFRS 第 11 号の両者において、概念のレベルで従来から存在する法的形式に基づく境界線があるため、AOSSG のアウトリーチ結果にもあるように、外見的な法的形式の存在によって利害関係者が真の実質的な状況に到達することができないことがあり、個人的にも苦労している。

投資企業について、特に負債に関連する情報の不足を利害関係者が指摘したことがあった。当該投資企業を組成するために、企業グループ内でレバレッジを利用していることについて、投資企業による購入のための借入れとして示すのではなく、単に公正価値に影響させるのみでは全く意味がない。(英国)

- (4) これらの IFRS 基準が概して良く機能している点について、同意する。1 点、我々の法域で違和感があるのは、支配を喪失した時の残存持分の会計処理である。事業を処分せずに継続する場合でも、支配を喪失した時に公正価値を算定することは、有用な情報を提供せず、困難を生み出すのみである。投資家は当該公正価値評価を考慮対象外としている。(GLASS)

⇒ 興味深いコメントであり、AOSSG のアウトリーチ結果にも挙がっているが、これまでの我々のアウトリーチでは聞かれていない新たなコメントである。(IASB スタッフ)

⇒ 既存の事業を公正価値で再評価することは、目的適合性の面で直観に反する。例えば、支配していた既存の事業を、共同支配の取決めに変更したことによってのみ、

事業を公正価値評価することは、これらの IFRS 基準が公表された時点では留意していなかったが、今では実務上、当該情報が目的適合的ではないと我々の法域では考えている。(GLASS)

- (5) IFRS 第 10 号及び IFRS 第 12 号については、概して良く機能しているということで意見が一致している。ほとんどの論点は、微調整で対処できる問題である。IFRS 第 12 号については、現在、非支配持分の理解に関連する多くの質問があるため、この点に関してより良い開示の必要性を強調し得る可能性がある。

IFRS 第 11 号については、論点であるとまではいわないが、適用は簡単ではない。比例連結を廃止して米国会計基準とのコンバージェンスを行ったことによって、多くの論点生まれ、今では IFRS 第 11 号が提供する情報は十分なものではなく、解決は容易ではないと感じているが、これがおそらく PIR で検討すべき最も重要な要素である。(フランス)

- (6) 現在、我々は論点の査定を始めているところであり、この段階で網羅的なリストは有していないが、IASB スタッフが準備した内容とつながっている。全体的には、(3) のコメントと同様、原則主義の本 IFRS 基準を、複雑な内容の取引に適用する場合の困難さがある。また、本 IFRS 基準の適用から数年後に混乱させることになる可能性があるため、支配について見直すことに対しては慎重な姿勢も示されている。(EFRAG)

- (7) 実際に、持分の内容に変更があった場合の会計処理について多くのコメントがあり、AOSSG のアウトリーチ結果にあるように、IFRS 基準に定めのない場合や、会計処理が明確ではない場合がある。(2) のコメントにもあるが、持分の内容の変更について、IFRS 基準上の定めの有無に係わらず、考え得る取引(類型)ごとに、会計処理の目的適合性、関連するコスト及び複雑性を検討することは、小さな主題の 1 つである。(英国)

⇒ これらの取引のギャップは、長い時間をかけて埋めてきたものであるため、良い指摘であると考え。個々の取引ごとの対処を行ってきた可能性があり、これらの異なる投資内容の間の移動について、より一般的な枠組みの開発に取り組むことが考えられる。(IASB スタッフ)

- (8) 概して、事業上の理由により、共同支配の取決めについて米国ではより単純な支配の系統がある一方で、他の法域では、検討すべき項目が多いように感じている。事業上の理由により、米国以外の法域では、協力する傾向にあり、支配が強くなく、あいまいさがあるが、様々な利害関係者の間で議論と対話があるというように、現

場の評価に関心がある。これは、基準設定の段階から、共同支配の取決めに関する現実を反映することも必要であり、それが不十分な場合、それらの取決めが成功するに当たって問題を生み出すことになるためである。(フランス)

(9) 我々の法域においては、ベンチャー企業の組成方法に関する文書化等の法的な規律があることは事実である。特に、所有持分については、完全に明確化する法的な環境がある。しかしながら、協力的な取決め (collaborative arrangements) や、共同支配事業の種類の取引の場合、複雑性も関連し、我々の法域において相違があるかどうかは必ずしも明瞭ではない。例えば、製薬会社の場合、薬品を実際に開発する者と協働したり、販売したりする契約もあるが、彼らは法人組織を組成しないこともある。(米国)

(10) 我々の法域では、概してこれらの3つのIFRS基準は良く機能している。アジェンダ・ペーパーで報告されている問題の大部分について、同意する。この他に我々の法域におけるコメントとして、これらの3点のIFRS基準の適用時に、判断を要する3つの領域が挙げられている。1点目は、実質的な権利及び防御的な権利、2点目は、本人・代理人の判定、3点目は複数の取決めを単一の取引として会計処理すべきであるかどうかである。(中国)

IV. 無形資産の会計

議題の概要

16. 韓国会計基準委員会（以下「KASB」という。）が行った無形資産に関するリサーチ（以下「本リサーチ」という。）によれば、次のような意見が聞かれているとのことである。
- (1) 無形資産が企業価値創造の重要な源泉であると考えられるものの、現行の財務報告では無形資産に関する情報が財務諸表上に適切に表されていない。
 - (2) 財務諸表は、未認識の無形資産の重要性の指標として取り上げられることのある株価純資産倍率（Market-to-Book Ratio）の上昇に示される企業の急激な変化に追いついておらず、投資家に有用な情報を提供していない²。
 - (3) 無形資産の客観的な評価が難しい場合でも、専門家は注記や開示を通じて詳細を提供する責務がある。
17. KASB は、前項の聞かれた意見を踏まえ、現在、無形資産に関する新しい概念、及び新たな報告方法をリサーチしており、本セッションは、ASAF メンバーに対し、当該リサーチの概要の紹介と、今後リサーチを進める上で必要な事項への見解を求めることを目的としている。

（リサーチの概要）

18. KASB は、無形資産に関する情報に対する利用者のニーズは増加しており、多くの企業は非財務情報を通じてその要求に応えようと努力しているが、企業価値の評価に直接的に使用することができる測定方法や報告方法の検討といった財務情報における取り組みは不十分であるとしている。
19. KASB は、現行の貸借対照表では未認識となっている無形資産の価値は、すでに貸借対照表に計上されているその他の資産と同じ重要性で報告されるべきであり、意思決定のための情報を提供する必要があるとしている。KASB は、この目的に対して、次の3つの方法を提案している。
- (1) 企業価値の主要な源泉（driver）である「核となるインタンジブルズ（core intangibles）」を新たに定義する。
 - (2) 貨幣を単位とする公正価値で測定する。

²汎用性（scalability）、シナジー、及びネットワーク効果を有する無形資産の将来の経済的便益を評価することは困難であり、取得原価による測定の方法の適合性は低いとされる。

利用者が望む情報は貨幣を単位として定量化される情報である。貨幣を単位とすることで、財務報告の基本形式にも適合し、利用者の様々な要望に応えることができる。

- (3) 企業の財政状態を理解する助けとなるように、貸借対照表を補足するために、別の報告書に「核となるインタンジブルズ」を表示し、開示する。

核となるインタンジブルズ

20. KASB は、「核となるインタンジブルズ」は、それらが法的に保護されているか否かにかかわらず、また現行の「資産」の定義を満たすか否かにかかわらず、企業の「価値創造」において「重要」(important)である無形の要素であるとしている。さらに、KASB は、「核となるインタンジブルズ」は次のとおりであるとしている。

- (1) 企業の主要な営業活動に関連する超過利益を継続して生み出すことに関連して、市場に影響を与える重要なインタンジブルズであり、(例えば市場価値と帳簿価額間の差異の内容など) 当該情報が省略されたり、誤表示されたりすると、利用者の意思決定に影響を与える。
- (2) ① 既存の識別可能無形資産、② 識別可能資産のシナジー、又は③ 財務諸表で未認識の自己創設無形資産が該当する可能性があり、これらは資金生成単位 (CGU) のように、独立してキャッシュ・フローを生み出す会計単位と、独立してキャッシュ・フローを生み出さない会計単位に区分できる。
- (3) 重要性に応じて同時に複数の核となるインタンジブルズが存在する可能性がある。また、業種ごと³に異なり得る。

測定

21. KASB は、核となるインタンジブルズは将来キャッシュ・フローの割引現在価値で測定し、公正価値で測定されるべきであるとしているが、経営者による最善の見積りを反映する合理的で客観的な仮定に基づき評価されなければならないとしている。

別の報告書

22. KASB は、核となるインタンジブルズは、財務諸表とは別の、任意の補足的な開示であるとしている。

³ 医薬品企業の場合、特許権、製剤工程、新薬開発など。
航空会社の場合、ブランド、飛行ルート、メンテナンス技術、サービス品質など。

(懸念への対処)

23. KASB は、インタンジブルズの公正価値の評価は直観的で比較可能であり、目的適合性があるとしているが、測定の高難性や価値の変動の問題を指摘している。KASB は、これらの懸念に対し、次のように対処している。

- (1) 見積りにおける主観性に対しては、業種ごとの実務に基づく標準化や業種ごとのガイドラインにより対処する。
- (2) 経営者による過大評価に対しては、比較情報の開示や、企業の公正価値の評価能力への信用評価を行う。
- (3) 監査可能性に対しては、現時点では監査対象外とし、「経営者による説明」等の監査対象外となる任意の開示に含めるが、長期的には、財務諸表の注記開示又は財務諸表の本体に含めることを検討する。

(今後の方向性)

24. KASB は、ゲーム会社のサンプル報告書を既に作成しており、報告書が利用者に有用であるかどうかを確認している。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

25. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

26. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 「核となるインタンジブルズ」は企業ごとに異なるのか、それとも 1 つの業種については同じであるのかについて教えてほしい。また、「核となるインタンジブルズ」の報告書は、財務情報の一部として考えているのか、非財務情報として考えているのかについて教えてほしい。我々は、このような情報は、非財務情報として開発することが重要だと考えており、報告書の位置付けが重要であると考えている。

簿価純資産と株式の時価総額との間のギャップがインタンジブルズ・エコノミーの発展により増加しており、この差額に取り組んでいることを理解する。他方で、帳簿価額が過大評価されている可能性について言及する者がいることに留意すべきである。取得のれんについて償却すべきであるという者もおり、これによって前述のギャップは拡大する。このような課題についても、本リサーチの考慮

対象に含めて、バランスの取れた議論としてはどうか。(フランス)

⇒現時点ではこの報告書は自発的に開示を行う報告書としている。しかし、この報告書が企業の価値を表示する有用な手段となった場合には、「経営者による説明」において、この報告書に記載された数値を使用することができると考えている。また、今後真に有用なものとなった場合には、財務諸表の一部を構成する可能性があると考えている。重要なことは、主要なインタンジブルズを把握することだと考えており、それは産業ごとの「核となるインタンジブルズ」であると考えている。(韓国)

- (2) 産業ごとに同一の「核となるインタンジブルズ」しか開示されないというのは、よい方法と言えるのか疑問がある。(IASB Lloyd 副議長)

⇒我々の研究の目的の1つは、作成者と投資家のコミュニケーションにある。投資家は、すでに産業ごとに「核となるインタンジブルズ」が何であるのかを把握しており、多くの投資家は、「核となるインタンジブルズ」の価値を知りたがっている。(韓国)

- (3) これが実行された場合、新たな報告の領域が開拓されることとなるが、いくつかの問題があるように思われる。この報告書を運用するコストは深刻なほどではないにしてもかなり大きく、事業を売買する意図が全くない場合でもこれを行う準備ができている必要があり、年ごと又は四半期ごとに、市場の期待に依存し変動幅が大きい資産の評価を行うための投資を厭わないことになる。このプロジェクトは、そのような問題に直面すると考えられる。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒我々は、規模の大きい新興企業で、損益計算書において赤字である企業を把握している。しかし、投資家は、その企業に価値があると考えており、投資を継続している。新興企業の視点では、投資家に対し企業の価値を示す意図がある。(韓国)

- (4) 概念フレームワークの資産の定義に依存せずに、それ以上のことをする柔軟性を有する点と、「核となるインタンジブルズ」の報告書が財務諸表外であり、別の報告書として損益計算書を乱すことがない点については、望ましい。しかしながら、我々は、投資家が「核となるインタンジブルズ」の報告書に記載される数値を有用であるとするより多くの証拠が必要であると考えている。市場価値と帳簿価額の不一致について、いまだかつて投資家の間で問題になったことがない。この点が問題になるのは、会計士との議論においてのみであり、市場は市場価値と帳簿価額の不一致について全く困っていない。投資意思決定において、投資家が企業結合時の取得原価の配分プロセスから得られる価値を使用しているという証拠

はほとんどない。このプロジェクトを進める上では、コストを度外視してでも投資家が常にこれらの情報を望んでいることを確認する必要がある。コストと便益の相関関係についても検討することが重要である。(IASB 理事)

- (5) 財務諸表にインタンジブルズを計上することには非常に懐疑的である。会計は価値を支えるもの (anchor) であるべきだという考え方と、会計は企業の価値を表すべきだという付加価値を重視する考え方の2つの見解があるが、前者であれば、市場価値と帳簿価額の差は気にならないが、後者であれば、市場価値と帳簿価額の差に関心は生じる。議論の出発点が重要であると考ええる。

また、KASB のモデルでは、帳簿価額に超過利益を加味しており、これはそもそも企業価値評価にほかならない。市場評価者 (marketers) は、このようなことは常に行っており、彼らは、この報告書よりも適時にその情報を我々に提供する。彼らの評価モデルが適切に機能すれば、我々は企業の市場評価にかなり接近することが可能であり、我々は現にその情報を手許に有している状況にある。企業自身が評価をすれば経営者による過大評価が行われる。我々がすでに有している情報を報告書として企業が開示することに意味があるのか、経営者による過大評価にどのように対処するのか懸念がある。(GLASS)

- (6) 採掘活動を考えた場合、財務諸表外に重要な情報があり、それは監査されていない。投資家は間違いなくそれらの情報を重要な情報として使用し、それらの情報を使用して将来キャッシュ・フローの見積りを行う。採掘活動に関連する企業は、投資家向けの説明資料で、これらの情報を使用している。そのため、本リサーチにおいて、投資家が利用を望む基礎情報のセットについて、採掘活動をモデルとして考えることができるのではないか。また、情報の信頼性については、投資家によるプレゼンテーションの制約条件が何であるかを考えれば良い。市場の判断を誤らせないようにするために、規制当局が合意できる仕組みを取り入れることを検討することも考えられる。(IASB 理事)
- (7) ある法域から、次の2つの提案が聞かれた。1つは、「核となるインタンジブルズ」について、その定義に「価値創造」や「超過利益」といった新たな用語が用いられていることから、比較可能性の観点ではそれらの用語に関する説明を追加してはどうかという提案であり、もう1つは、「核となるインタンジブルズ」の報告書には、機会やリスク、感応度分析に関する内容を追加してはどうか、という提案であった。(AOSSG)

V. IFRS 第 17 号「保険契約」の修正

議題の概要

27. IASB スタッフから、本件に関する IASB における検討状況について以下のとおり報告があった。

(1) IASB は、2019 年 6 月 26 日に公開草案「IFRS 第 17 号の修正」（以下、「IFRS 第 17 号の修正 ED」という。）を公表し、2019 年 9 月 25 日のコメント期限までにコメントレターの募集を行うとともに利害関係者へのアウトリーチを実施してきた。これを受けて、2019 年 10 月の IASB ボード会議では、アウトリーチの要約が報告され、2019 年 11 月の IASB ボード会議では、コメントレターの要約が報告され、再審議の計画が暫定的に決定された。

(2) 再審議の計画において各トピックを以下の 3 グループに分類した。

- ◎ 修正案を実質的な再審議をせずに、確認するトピック
- ◎ さらに検討するトピック
- ◎ これ以上の検討をしないトピック

(3) IASB は、上記分類を踏まえ、2019 年 12 月から 2020 年 2 月にかけて公開草案に対するフィードバックを検討し、IFRS 第 17 号の修正の最終化を進める予定である。2020 年半ばに最終化した基準を発行することを予定している。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

28. 本件について、ASBJ から特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

29. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 再審議の計画において各トピックを 3 分類したことは利害関係者にとって有益である。年次コホートに例外を設ける場合、年次コホートの対象とする契約と対象外とする契約の境界線を明確に定めることができるのかを懸念している。(英国)</p> <p>(2) IASB が、IFRS 第 17 号の修正 ED では修正しないとしていた一部の課題を再検討することを歓迎する。(イタリア)</p> <p>(3) 「保有している再保険契約についての修正案－損失の回収」での議論など、12 月</p> |
|--|

の IASB 会議の議論を支持している。我々は、IFRS 第 9 号「金融商品」と IFRS 第 17 号の関係、特に、会計上のミスマッチの取り扱いを注視している。この観点で、我々の利害関係者からは、なぜリスク軽減オプションが一般モデルでは許容されないのかという疑問が出ている。(フランス)

- (4) 我々の利害関係者は、契約者間で世代間のリスクを共有する契約に係る年次レポートに対し、IASB が対処する予定であることを歓迎している。(韓国)
- (5) IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」導入時の我々の法域の経験を踏まえると、世界的に共通の発効日を採用することが必要であると考えます。(カナダ)
- (6) 再審議の計画に関して各トピックを 3 分類したことを支持する。欧州固有の問題として、2021 年 1 月に混乱を生じないように、2020 年末までに IFRS 第 9 号の適用延期のエンドースメントを別途行う必要がある点を注意喚起しておきたい。また、我々の法域の技術専門家グループ及び保険会計作業グループは、ヘッジ会計ならびに IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の間の相互関係について取り組んでいる。
(EFRAG)

VI. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

30. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 2020 年 4 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
31. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。
- (1) 基本財務諸表
 - (2) のれん及び減損
 - (3) 開示に関する取組み – 的を絞った基準レベルの開示レビュー
 - (4) 資本の特徴を有する金融商品
 - (5) IBOR フェーズ 2
 - (6) 採掘活動

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

32. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

33. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) IBOR フェーズ 2 は、少し議論を早めた方がよいかもしれない。次回の会議で議題とすることを、特に歓迎する。(EFRAG)

以 上